

## 「生涯学習」の定義について

### 1 現行計画における範囲（現行計画 P2 より抜粋）

分 野	施策等分類例		
<b>生涯学習</b> [理論上、あらゆる学習を包含するもの]	本計画における <b>生涯学習</b> [家庭・学校を含み広く社会で行われる学習活動]	教育基本法・ 社会教育法 にいう <b>社会教育</b>	成人教育/青少年教育/ 社会教育関係団体活動支援/図書館/ 自然・野外活動体験/市民活動支援/ 芸術振興/スポーツ振興
		教育基本法にいう <b>家庭教育</b>	
		教育基本法・学校教育法にいう <b>学校教育</b>	
	民間による 教育活動	大学等による公開講座 NPO・ボランティア団体・市民活動団体等による学習支援・教育活動 専門学校・カルチャーセンター等民間教育機関による学習機会の提供 企業による教育訓練、能力開発等の活動	
意図的に提供された機会であるなしを問わず、また、本人の学習意思の有無を問わず、人々が生涯にわたって行う学習全体 ●自己学習活動【学習する意思を持ち自ら学ぶこと】 ●偶発的学習【学習する意思を持たないが、読書・映画鑑賞・旅行・通勤・食事・散歩・その他生活のあらゆる活動の中で、結果として、たまたま何かを学ぶこと】			

※学校教育の推進については、平成 21 年度に策定の「武蔵野市学校教育計画」に委ねることとする。

※「民間の教育活動」については、行政分野からの働きかけが可能な連携施策を範囲とする。

### 2 論点

- ・自己学習活動や偶発的学習を今回の計画に含むか、含まないか。
- ・含む場合、これに関して行政に期待される役割とは何か。